

訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を求める意見書

介護業界では、訪問介護の基本報酬が４月から引き下げられたことに対する怒りと不安が広がっています。訪問介護は独居の方やその家族にとって非常に重要なサービスであり、報酬引き下げによって在宅介護が困難になり、「介護の崩壊」を招く恐れがあります。

介護報酬の引き下げにより、特に小規模や零細の訪問介護事業所が経営難に陥る可能性があります。このままだと、在宅介護の基盤が崩壊する恐れがあります。2023年には全国で67件の訪問介護事業所が倒産し、これは過去最多です。倒産した事業所のほとんどが、地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は訪問介護の報酬を引き下げた理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これは効率的に訪問できる高齢者集合住宅の併設型施設や都市部の大手事業所が利益率を押し上げているためであり、実際の状況とは大きく異なります。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の待遇改善のための加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬が減少し、他の加算も条件が厳しいため、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出てくると予想されます。介護職員の処遇改善のための0.98%の報酬引き上げは、一定の効果が期待されるものの、引き上げ率の低さや基本報酬の引き下げとのバランス、そして小規模事業所や地方の事業所に対する影響など、様々な問題点が残されています。

よって、訪問介護費の引き下げの撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを強く要望します。その際には、中山間地域等の訪問介護員の訪問に関わる移動時間など、訪問介護サービスにかかる時間を賃金に反映する制度改正を図ることも併せて要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月9日

小 諸 市 議 会